

相続登記に必要な書類

対象者	書類名	備考	発行場所
被相続人	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	出生から死亡まで	本籍地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本		
	<input type="checkbox"/> 除籍謄本※		
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票※	登記簿上の住所から最後の住所まで	本籍地の市区町村役場
相続人	<input type="checkbox"/> 住民票	重複する住民票は1通で結構です	住所地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	重複する戸籍は1通で結構です	本籍地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 免許証等の写し		
相続不動産の資料	<input type="checkbox"/> 名寄帳 又は 固定資産税納税通知書	被相続人名義の不動産の評価額	不動産所在地の 市区町村役場
右記の書類が存在する場合	<input type="checkbox"/> 遺言書	自筆証書遺言の場合は家庭裁判所での検認手续が必要です。	
	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書	既に遺産分割協議がお済みの場合	
	<input type="checkbox"/> 権利証	資料として	
以下、必要に応じてご準備ください。			
不動産以外の財産を遺産分割協議の対象にする場合	<input type="checkbox"/> 通帳	記帳済みのもの	金融機関
	<input type="checkbox"/> 有価証券の資料		証券会社
	<input type="checkbox"/> その他 財産の資料		
必要であれば、負債の書類	<input type="checkbox"/> 負債に関する資料	借入先からの郵便物 信用情報機関への問い合わせ ※相続放棄の検討（3ヶ月以内）	

※戸籍・住民票等の不足分に関しては、当事務所で取得可能です。

※除籍簿の保存期間は150年です。（平成22年6月以前は80年）

※戸籍の除附票・住民票の除票の保存期間は5年で、その期間を経過すると廃棄されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい。

司法書士 嶋村啓志

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目2番32号 舞鶴ロイヤールビル5階

TEL 092-713-5074 FAX 092-713-5054 HP <http://legalguide.jp> e-mail: shimamura@office.nifty.jp

